

# 滋賀県営都市公園マネジメント基本方針

(～多様な主体と共に<sup>とも はぐく</sup>育む、緑と賑わいあふれる湖国の都市公園～)

滋賀県土木交通部

都市計画課公園緑地室

令和2年(2020年)12月

# 目 次

---

はじめに	P.1
I. 基本方針の目的と位置づけ	P.2
1-1. 策定の目的と位置づけ	P.2
1-2. 各種関連計画	P.2
II. 滋賀県営都市公園の現状と課題	P.4
2-1. 滋賀県営都市公園の位置づけ	P.4
2-2. 滋賀県営都市公園の整備の状況	P.6
2-3. 滋賀県営都市公園の管理の状況	P.7
2-4. 滋賀県営都市公園の利活用の状況	P.10
2-5. 滋賀県営都市公園を取り巻く社会動向	P.12
2-6. 滋賀県都市公園の課題	P.13
III. 基本方針	P.15
3-1. 県営都市公園が担うべき役割・機能	P.15
3-2. 県営都市公園の施策展開の方向性	P.17
3-3. 担うべき役割・機能を実現し、施策の方向性を具体化する上で参考となる施策例	P.19
IV. 参考資料	P.23
■県営都市公園基礎情報	P.23
■指定管理者の変遷	P.31
■都市公園行政年表	P.32
■県内都市公園整備水準	P.34
■みどりとみずべの将来ビジョン	P.36

## はじめに

緑あふれる都市公園は、自然環境の保全、防災、レクリエーション、健康増進、地域交流等の様々な機能を有しており、安全でゆとりある生活に欠かせない公共インフラです。滋賀県では、これまでから県、市町の役割分担のもと、広域的利用等に対応する公園緑地の計画的整備を推進し、量の拡大と利用志向等に応じた質の充実に努めてきました。

しかしながら、少子高齢化や人口減少、地域コミュニティの弱体化といった社会情勢の変化、厳しい財政状況、また昭和50年代から集中的に整備してきた公園施設の老朽化や機能の陳腐化、多発する自然災害への対応など、都市公園を取り巻く状況は大きく変化しています。一方、社会状況の変化を背景として都市公園に対するニーズが多様化しており、健康運動の場、ピワイチをはじめとする多様化するレクリエーションの拠点、災害発生時の防災拠点、カフェやイベント等の賑わいのための空間、地域の活動拠点など、都市公園に対する期待はさらに高まっています。折しも、2020年（R2年）初頭から発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しては、屋外オープンスペースとしての都市公園の役割が改めて注目されることにもなりました。

このような背景のもと、都市公園の質の向上や利用者の利便性向上等を目的として、2017年（H29年）6月に都市公園法が改正され、公募設置管理制度（Park-PFI）と公園協議会制度が創設されました。これを受け、本県においては、滋賀県公園緑地検討協議会を設置し、県営都市公園の現状と課題を整理し、県営都市公園が果たすべき役割・機能について改めて検討を行い、施策の方向性を示すため、滋賀県営都市公園マネジメント基本方針としてまとめました。本方針を行政、県民、事業者等が共有し、協働してパークマネジメントを推進することをめざします。

本方針の策定にあたりましては、滋賀県公園緑地検討協議会の構成者の皆様からは、多様な視点から多くの貴重なご意見をいただきました。厚く御礼申し上げます。県営都市公園がこれからも県民の皆様方に広く長く利用され、親しまれていくよう努めて参ります。

## I. 基本方針の目的と位置づけ

### 1-1. 策定の目的と位置づけ

本県においては、成熟社会、人口減少社会を迎え、都市公園を取り巻く社会情勢も大きく変化しています。これに伴い、都市公園に求められる役割はより高度化・多様化し、都市公園のマネジメントに関しても「量から質へ」、「つくるからつかう」へと変化することが求められています。このような時代にあって、県営都市公園をより効果的に活用し、豊かな緑やにぎわいがあふれる地域社会を実現していくためには、多様な主体が協働して、多角的に県営都市公園のマネジメント（整備・再整備、管理および利活用）に取り組んでいくことが重要です。

そこで、今後の概ね10年間を想定して、行政・県民・事業者等が、県営都市公園が担う役割とめざすべき基本的な方向性を共有し、より効率的・効果的なマネジメントのもと、だれもが自由に利用できる多様性に配慮したにぎわいと活力あふれる県営都市公園となることをめざし、本方針を策定します。本方針に基づいたマネジメントを行うとともに、県営都市公園の価値を高め、地域の価値を高め、更には滋賀の価値を高めることをめざします。

本方針は、SDGsを活かして将来にわたり持続可能な滋賀の姿を描く「滋賀県基本構想」（計画期間：2019～2030年度）を上位計画とし、これを具体化する県営都市公園にかかる分野計画として位置づけます。「滋賀県基本構想」が示す、「人」・「経済」・「社会」・「環境」の4つの視点での「めざす姿」の実現に向けて、県営都市公園として果たすべき機能と役割を示します。また、本方針は、個々の県営都市公園ごとに定める「管理運営実施計画」を策定する際の指針としての役割を担います。

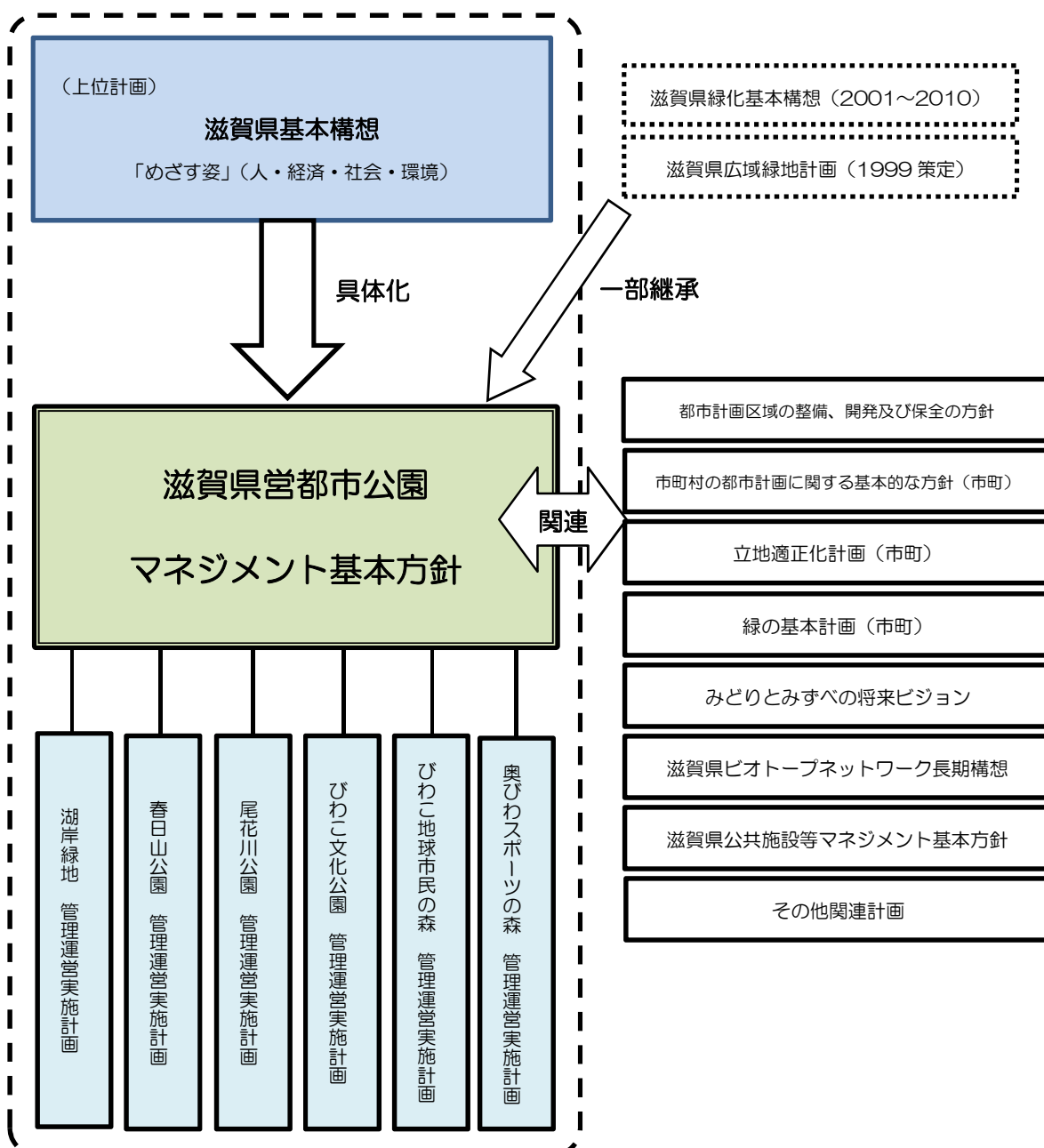
森林、農地、水面等も含めた総合的な緑地関連計画である「滋賀県緑化基本構想」（計画期間：2001～2010年度）や「滋賀県広域緑地計画」（1999年策定）等で示された方針については、策定から年月が経過していることから、その一部を継承しつつ、今後、時代に即した新しい「滋賀県広域緑地計画」を策定することも検討し、整合と連携を図ります。

### 1-2. 各種関連計画

本方針は、本県および県内市町が策定する各種関連計画等との整合に配慮します。主な関連計画としては、以下の通りです。

- ・「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域マス）」
- ・「市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町マス）」
- ・「立地適正化計画」
- ・「緑の基本計画」
- ・「みどりとみずべの将来ビジョン」（2020年3月策定）
- ・「滋賀県ビオトープネットワーク長期構想」（計画期間：2008～2050年度）
- ・「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」（計画期間：2016～2025年度）

■各種関連計画等との関連図



## II. 滋賀県営都市公園の現状と課題

### 2-1. 滋賀県営都市公園の位置づけ

#### ■県営都市公園の役割

都市公園は、一般公衆の自由な利用を前提として、都市公園法に基づき、国または地方公共団体が、土地の権限を有して、都市施設として設置する公園です。都市公園には、大きく分けると公園緑地を利用する都市住民にもたらす効果（以下「利用効果」という。）と公園緑地が存在することによって都市の機能、環境、構造にもたらす効果（以下「存在効果」という。）の2つの効果があり、具体的には、主に次のような機能・役割を有しています。

種類	機能・役割
レクリエーション機能	自然とのふれあい、文化・スポーツ・教養活動等、レクリエーションの場として、心身の健康を増進する機能
地域振興機能	地域住民等の交流や子育てを行う場として地域コミュニティや地域文化を育む機能、および地域の魅力や不動産価値の向上、観光誘客、イベント、公民連携等により地域経済を活性化する機能
環境保全機能	生物多様性の確保やヒートアイランド現象の緩和、良好な景観形成等、都市環境を保全・改善する機能
防災機能	防災拠点、災害時の避難場所、延焼防止帯、排水・遊水用地等として、都市の防災機能を向上させる機能

県営都市公園においても、各公園の設置目的や立地、利用者のニーズ等に応じて、利用効果と存在効果の両面から、上記の機能が十分に果たされること、また市町との役割分担を考慮すると、特に市町域または県域を超えた広域での利用・効能を想定した役割が期待されていると言えます。

#### ■県営都市公園の開設状況

本県では、市町との役割分担のもと、主に広域公園や総合公園等の比較的大規模な都市公園を設置しています。現在開設（予定含む）している県営公園は下記のとおりです（設置年代順）。

公園名	種類	場所	開設年	面積
尾花川公園	近隣公園	大津市	昭和 29 年（1954 年）	約 1ha
湖岸緑地	広域公園	琵琶湖岸	昭和 55 年（1980 年）	約 160ha
びわこ文化公園	総合公園	大津市	昭和 55 年（1980 年）	約 43ha
奥びわスポーツの森	総合公園	長浜市	昭和 62 年（1987 年）	約 21ha
春日山公園	総合公園	大津市	平成 13 年（2001 年）	約 23ha
びわこ地球市民の森	都市緑地	守山市	平成 14 年（2002 年）	約 43ha
（仮称）県営金亀公園 ※	総合公園	彦根市	令和 5 年（2023 年）	約 22ha

※県営金亀公園については予定

(参考) 都市公園の種類

大分類	種類	目的、誘致距離、面積等
住区基幹公園	街区公園	標準誘致距離 250m、標準面積 0.25ha
	近隣公園	標準誘致距離 500m、標準面積 2ha
	地区公園	標準誘致距離 1000m、標準面積 4ha
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の総合的な利用、標準面積 10~50ha
	運動公園	都市住民全般の運動目的利用、標準面積 15~75ha
大規模公園	広域公園	市町域を超える広域レクリエーション利用、標準面積 50ha 以上
	レクリエーション都市	多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション利用、標準全体規模 1000ha
	国営公園	都府県域を超える広域的な利用、標準面積 300ha 以上
その他	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止等
	都市緑地	都市の自然環境・景観の保全、標準面積 0.1ha 以上
	緑道	災害時避難路の確保、都市生活の安全性・快適性等
	広場公園	市街地中心部の商業・業務系地区における休養、修景等
	都市林	動植物の生息地・生育地である樹林帯等の保護

■県内の国営都市公園、市町営都市公園の開設状況

県内では、市町が下記のとおり都市公園を設置しています。市町が設置する都市公園は、住区基幹公園が開設数で約 8 割と大部分を占めています。都市公園を開設していない豊郷町をはじめ、米原市や愛荘町、多賀町等、都市公園面積が少ない市町も見られます。

なお、県内には国が設置する都市公園はありません。

市町 (H30 年度時点)	住区基幹 公園数	都市基幹 公園数	大規模 公園数	その他 公園数	箇所数 合計	合計面積 (ha)
大津市	183	6	0	33	222	260.3ha
草津市	48	3	0	10	61	53.8ha
守山市	13	1	0	4	18	45.8ha
栗東市	30	2	0	1	33	24.0ha
野洲市	11	1	0	2	14	23.8ha
湖南市	20	0	0	3	23	50.8ha
甲賀市	18	5	0	0	23	118.6ha
近江八幡市	22	3	0	0	25	32.5ha
東近江市	18	1	0	7	26	76.5ha
彦根市	85	3	0	0	88	86.7ha
米原市	13	0	0	2	15	9.0ha
長浜市	26	1	0	7	34	122.5ha
高島市	16	1	0	0	17	39.1ha
竜王町	0	1	0	0	1	13.8ha
日野町	3	0	0	0	3	10.3ha
愛荘町	1	0	0	0	1	3.2ha
豊郷町	0	0	0	0	0	0ha
甲良町	1	1	0	0	2	12.6ha
多賀町	2	0	0	0	2	2.3ha
市町合計	514	29	0	69	612	985.6ha

※面積は小数点第 2 位以下切り捨て

## ■都市公園以外の施設・区域等

都市公園の他、公園・緑地と類似する機能を有する主な公共的な施設・区域としては、児童福祉法に基づく児童遊園、自然公園法に基づく自然公園・自然公園園地、運動場、交通広場・街路、琵琶湖・河川・港湾等があります。また、山林・農地、民間のレクリエーション施設等、民有地も含めて公園的・緑地的な機能を有するとも言えるものもあります。

### 【都市公園以外の県内の主な施設・区域】

主な施設・区域の例	主な設置者・管理者等
国定公園（琵琶湖、鈴鹿）	環境省、県自然環境保全課
県立自然公園（三上・田上・信楽、朽木・桂川、湖東）	県自然環境保全課
希望ヶ丘文化公園（社会教育施設）	県文化芸術振興課
びわ湖こどもの国（児童厚生施設）	県子ども青少年局
矢橋帰帆島公園	県下水道課
近江富士花緑公園、きゃんせの森	県森林政策課
彦根総合運動場	県スポーツ課
交通広場・街路	県道路課・都市計画課
琵琶湖・河川・港湾	県流域政策局、国交省、水資源機構
山林・農地	各種主体
民間レクリエーション施設等 （テーマパーク、キャンプ場、BBQ場等）	各種主体

## 2-2. 滋賀県営都市公園の整備の状況

### ■県営都市公園の整備経過

本県では、これまでに6つの都市公園を開設し、今後1つを開設する予定としています。本県の県営都市公園は、県の都市公園以外の政策や事業の関連施策として事業化されたものが多いことが特徴です。

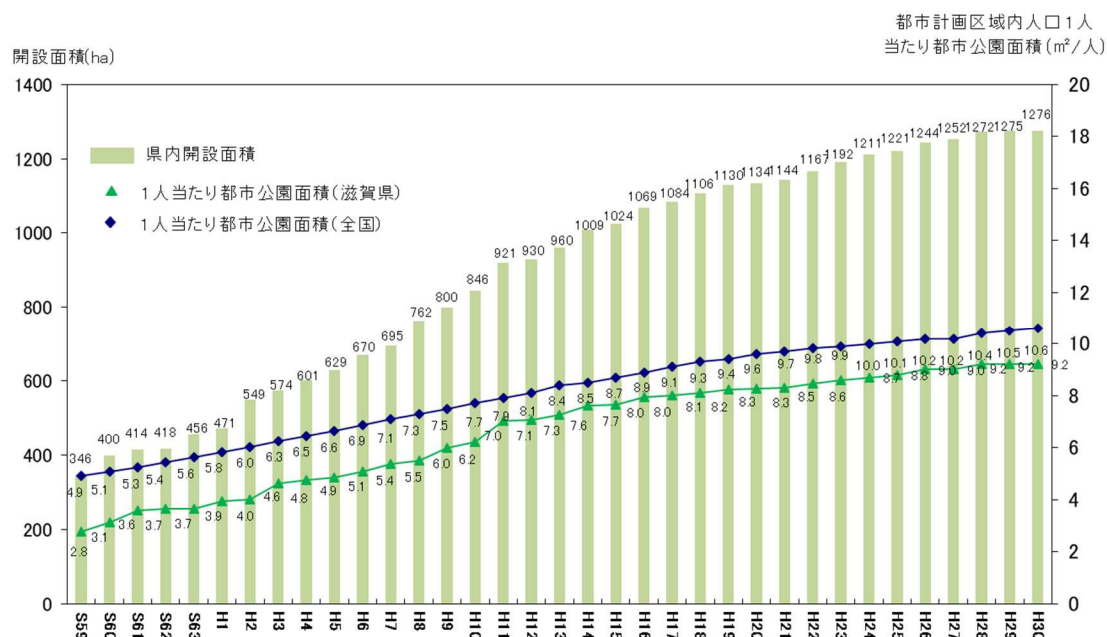
湖岸緑地は、昭和40年代より進められた琵琶湖総合開発計画により、琵琶湖の自然環境の保護および復元を図るため、自然保護地域の公有化および自然公園施設とあわせて琵琶湖岸沿いの河川区域内を中心に「都市公園」として整備を進めてきました。琵琶湖総合開発計画が1996年度（H8年度）に完了したことにあわせ、湖岸緑地も概成しました。

尾花川公園は、琵琶湖競艇場の緩衝帯として、びわこ文化公園は、びわこ文化公園都市構想の一部として、春日山公園は、住宅団地開発に伴う用地活用として、びわこ地球市民の森は、野洲川の廃川敷地の再生を目的として、奥びわスポーツの森と（仮称）県営金亀公園は、もともと運動施設として整備された施設を、改めて都市公園として都市計画決定し、再整備を行うことにより開設したものです（（仮称）県営金亀公園は未開設）。

これらの整備により、県営の都市公園として約290ha（（仮称）県営金亀公園を含まず）を整備し、市町の都市公園と合わせると、県内では約1276haの都市公園が開設されています。県内の都市公園面積は、1989年（H元年）から2018年（H30年）までの30年間で約3倍となり、都市計画区域内人口1人当たりの都市公園面積は約9.2㎡（2018年



時点)と、都市公園法および滋賀県都市公園条例で目標とする県民1人あたり10㎡に近づいています。



### ■県営都市公園の再整備の状況

整備から年月が経過した県営都市公園では、利用者ニーズの変化や施設の老朽化が生じていることから、公園施設の再整備が必要な状況が生じています。

近年の主な再整備事業として、奥びわスポーツの森では、2011年(H23年)より休止していたプールを廃止し、跡地にヘリコプターの離発着場となる広場や物資保管場所となる防災シェルター等、防災機能を高める施設整備を行い、びわこ文化公園では、各施設へのアクセス改善を目的とした連絡園路の整備、園路のバリアフリー化、駐車場容量の増強等を行いました。また、湖岸緑地では、2013年(H25年)に策定された長寿命化計画を基に、利用中止となっていたデッキや栈橋、四阿の改修を実施し、加えて、ピワイチ(自転車での琵琶湖一周)施策と連携して、サイクリストのための休憩場所や交流拠点となる四阿、拠点に連絡する園路の整備等を行い、利用効果を図るため再整備を進めています。

## 2-3. 滋賀県営都市公園の管理の状況

### ■県営都市公園の管理

都市公園は、一般公衆の自由な利用を前提としつつも、その機能・役割を十分に発揮するために、適切な管理を行うことが必要です。県営都市公園においても、利便性、快適性、安全性、環境性、防災性等を維持・向上するために、植栽管理、清掃、施設の維持補修、利用ルールの策定、利用者への各種サービス提供、関係者の利害調整等を行っています。

### ■指定管理者による管理

従来、公共の施設は、国・地方公共団体が設置・管理することとされてきましたが、2003年（H15年）の地方自治法一部改正により、指定管理者制度が導入され、民間事業者を含む法人その他の団体が施設の管理を行うことができるようになりました。民間の事業者等が、指定管理者となることにより、より効率的で柔軟な管理が行われることが期待されています。

本県の県営都市公園においても、2006年度（H18年度）から順次、指定管理者による管理に移行し、2020年（R2年）現在、供用済みの6つすべての都市公園で指定管理者が管理を行っています。

### ■公園サポーター（マイパークサポーター）による管理

地域の方々と公園管理者である県とが協力して、事故や犯罪のない安全・安心な公園を守り育てていくことを目的として、2004年（H16年）に公園サポーター制度を創設しました。2020年（R2年）現在、公園の近隣に住んでおられる住民の方々を中心に、約200名の方に登録していただいています（登録は2年更新）。

具体的には、日常的に遊具の状況や利用の状況等を観察していただき、危険な状況に気付いたときには、管理者へ連絡していただくといった活動をしていただいています。これにより、迅速できめ細やかな対応が可能となっています。

### ■公園ボランティアによる管理

地域住民の方々を中心に、ボランティア活動として、公園の清掃、草刈、花壇の整備・管理、遊具・施設の塗装等、公園の維持・管理・運営について活動していただいています。公園管理者の県としては、これらのボランティア活動を促進し、支援するため、ボランティアのメンバーや活動状況を把握することを目的として、公園ボランティアの登録制度を運用しています。2020年（R2年）現在、約200名の方に登録していただいております。これにより地域住民の方々と緊密に連携した公園の管理が可能となっています。

### ■県営都市公園の管理費

県営都市公園の年間管理費は、約3億5千万円（2018年度実績）となっており、1haあたりの管理費は約122万円です。今後の県全体の財政状況を踏まえると、県営都市公園の管理費についても厳しい状況が続くものと思われます。

なお、都市公園1haあたりの管理費は、全国平均では300万円程度であり、滋賀県営都市公園では全国平均の半分以下となっていますが、財政難の影響の他、滋賀県営都市公園ではすべての公園で指定管理者制度による管理に移行していること、1公園あたりの面積が大きいこと、湖岸や森林等、粗放的な管理で済む区域の割合が大きいこと等が要因として挙げられます。

公園名	年間管理費	管理面積	1haあたりの管理費
湖岸緑地（計）	1億8,579万円	160.29ha	115万円/ha
（内訳）湖岸緑地（大津地域）	2,828万円	11.99ha	235万円/ha
（内訳）湖岸緑地（南湖東岸）	8,275万円	61.78ha	133万円/ha
（内訳）湖岸緑地（湖東湖北）	7,476万円	86.52ha	86万円/ha
尾花川公園	481万円	1.05ha	458万円/ha
春日山公園	2,549万円	23.4ha	108万円/ha
びわこ文化公園	4,279万円	43.2ha	99万円/ha
奥びわスポーツの森	2,944万円	21.3ha	138万円/ha
びわこ地球市民の森	6,835万円	42.5ha	160万円/ha
県営都市公園 合計	3億5,670万円	291.74ha	122万円/ha
（参考）全国（H30年度）	3842億4,515万円	127,321.47ha	301万円/ha

※数値は2018年度（H30年度）実績。

※県営都市公園の管理費は指定管理費。都道府県・全国の値は、直営経費、委託費、指定管理費、公園管理者以外の負担を含む。

※湖岸緑地（大津地域）、尾花川公園、春日山公園は、一括で指定管理料を設定しているため、運営費は面積按分計算、維持補修費は各公園の実績値で、各公園の管理費を算出している。その他の公園は、指定管理者との協定書に記載の管理費。

※1万円未満切捨てのため、合計値が一致しない場合がある。

## ■長寿命化計画の策定と実行

公園施設の管理にあたっては、限られた予算のなかで施設等の機能保全のために必要な更新や修繕などの維持管理を計画的に行うため、2013年度（H25年度）より公園施設の再構築にかかる長寿命化計画を策定し、利便性や安全性等の機能面の修繕・改築等のコスト面の両面から効果的な施策を検討し、対応を進めています。

## ■公園緑地検討協議会

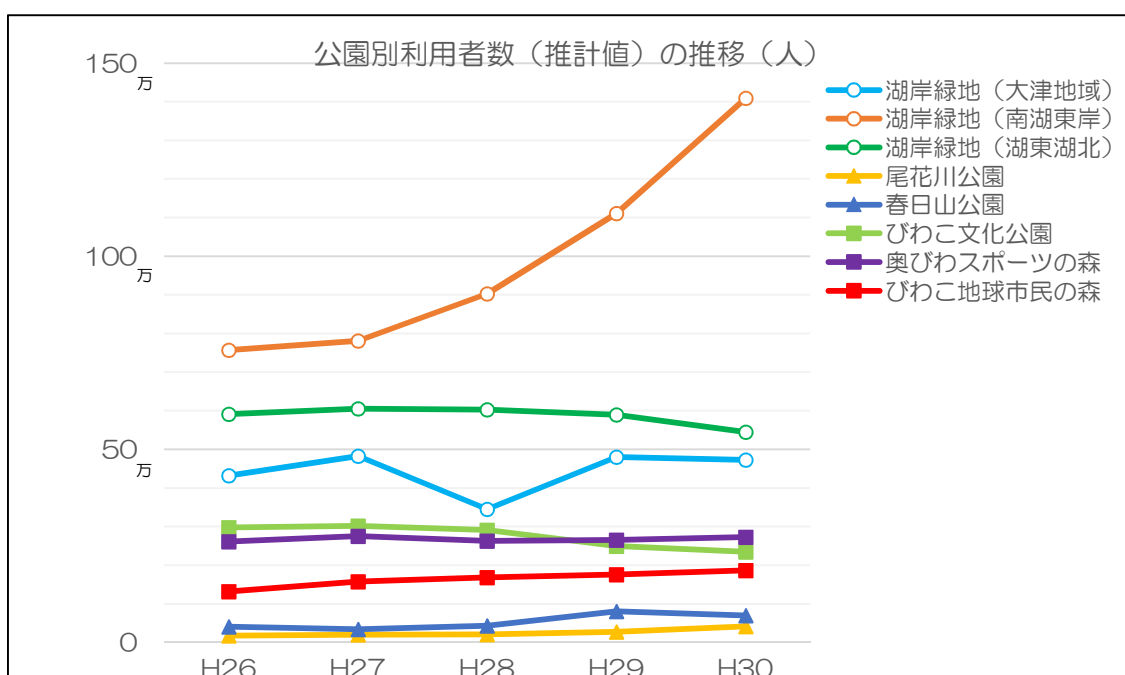
2018年度（H30年度）より都市公園法第17条に基づく滋賀県公園緑地検討協議会を設置し、また、びわこ文化公園、びわこ地球市民の森、奥びわスポーツの森については、部会を設置し、公園の活性化や公園の維持管理に関して、意見交換を行っています。春日山公園、尾花川公園、湖岸緑地についても今後部会の設置を検討する予定としています。

## 2-4. 滋賀県営都市公園の利活用の状況

### ■県営都市公園の利活用

都市公園は、近隣住民の身近な利用から他府県からの広域的な利用まで、また日常的な利用からイベント的な利用まで、多様な利用がなされており、自由利用に加えて、設置管理許可や占用許可、行為許可による利用もなされています。

県営都市公園の過去5か年の利用者数（推計値）の推移は以下のとおりです。湖岸緑地（南湖東岸）は、近隣施設での大型イベントの開催やバーベキュー利用者の増加などにより、利用者が急増しています。また、絶対数は少ないものの、尾花川公園、春日山公園、びわこ地球市民の森についても利用者は増加傾向にあります。一方、びわこ文化公園、湖岸緑地（湖東湖北）では減少傾向にあります。



（年度）	H26	H27	H28	H29	H30
湖岸緑地（大津地域）	432,016	482,420	344,718	479,865	472,847
湖岸緑地（南湖東岸）	756,804	780,787	902,884	1,110,839	1,409,429
湖岸緑地（湖東湖北）	591,567	605,270	602,422	589,707	544,430
尾花川公園	17,259	20,124	21,302	27,332	41,442
春日山公園	41,220	34,149	42,949	80,774	70,157
びわこ文化公園	297,762	302,221	291,183	249,987	234,519
奥びわスポーツの森	261,270	275,013	262,838	265,343	272,601
びわこ地球市民の森	132,176	157,332	168,592	176,136	186,720
合計	2,530,074	2,657,317	2,636,888	2,979,983	3,232,145

※各公園の利用者数は、ある一定の時間の来園者をカウントし、係数をかけて算出している推計値になります。

## ■利活用の事例

指定管理者による自主事業の積極的な事業促進を進めています。2018年度(H30年度)に実施された指定管理者による主な自主事業は以下のとおりです。

公園名	指定管理者自主事業
湖岸緑地(大津地域)	自動販売機、マルシェ、大型イベント(コスモスフェア)、パークヨガ等
湖岸緑地(南湖東岸)	自動販売機、飲食物販、ツリーイング、マルシェ等
湖岸緑地(湖東湖北)	自動販売機、ツリーイング等
尾花川公園	(なし)
春日山公園	自動販売機、ミニクロスカントリー大会、ノルディックウォーキング等
びわこ文化公園	自動販売機、夕照庵喫茶サービス、大型イベント(みどりのつどい、ゆうYOUフェスタ、そなえパーク)、飲食物販(移動販売車)、自然観察会(クラフト作り)等
奥びわスポーツの森	自動販売機、グランドゴルフ大会、大型イベント(生物多様性啓発、花とみどりのつどい)、スポーツ用具・自転車レンタル、カブトムシプレゼント、ドッグランエリア設置等
びわこ地球市民の森	自動販売機、森づくり講座、ノルディックポール・自転車レンタル、軽トラガーデン、自然観察会(七夕飾り、秋の自然観察)等

また、各種の地域団体や学校、民間事業者等の活動にも利用いただいております。必要に応じて行為の許可等を行っています。2018年度(H30年度)における許可状況は、以下のとおりです。

公園名	校外学習	地域活動	ボランティア	グランドゴルフ	撮影	その他	合計
湖岸緑地(大津地域)	13	0	0	83	4	14	114
湖岸緑地(南湖東岸)	26	4	12	0	16	23	81
湖岸緑地(湖東湖北)	12	4	6	28	18	10	78
尾花川公園	3	1	0	32	0	1	37
春日山公園	18	30	0	66	0	0	114
びわこ文化公園	40	71	47	16	133	17	324
奥びわスポーツの森	27	1	1	0	0	0	29
びわこ地球市民の森	45	19	1	0	0	3	68
合計	184	130	67	225	171	68	845

※その他：調査、バーベキュー、ヨガ等

都市公園における施設の設置や占用については、地域行事やイベント時の物販・調理・飲食用のテントやキッチンカー、音楽ステージ、ベンチ・テーブル、案内看板、水泳場の開設に係る更衣室、飛び込み台、ボート置き場、休憩施設、観光振興のためののぼり旗、解説板、記念碑、地域活動による鯉のぼり、倉庫等の設置や占用について、許可を行い、様々なかたちで利用されています。

## 2-5. 滋賀県営都市公園を取り巻く社会動向

---

都市公園を取り巻く社会状況は大きく変化しており、本県においても例外ではありません。特に少子高齢化、人口減少、財政難等による影響が顕在化しつつあり、その影響は県営都市公園にも及んでいます。

上位計画である、滋賀県基本構想においては、人口減少や自然環境、災害に関して想定される影響やリスクが挙げられており、都市公園に関係の深い事項としては以下のものが挙げられます。

(人口減少にかかる影響)

- 住民の減少と高齢化による地域コミュニティの弱体化
- 多様な人々の社会参加が進まない場合の地域活力の減退
- 生活に必要な買い物や交通などの利便性の低下
- 国内市場の縮小による県内産業への影響
- 社会資本の老朽化の進行
- 自然環境を守る担い手の減少

(自然環境と災害にかかる影響)

- 気候変動による農林水産業や生態系など幅広領域への影響
- 脱炭素化の流れに対応できない場合の経営上の不利益
- 琵琶湖流域における生態系バランスの変化
- 地震などの大規模災害

また、国土交通省において、都市公園等のあり方検討を行い、平成28年5月にとりまとめられた「新たなステージに向けた緑とオープンスペース施策の展開について」によれば、都市を取り巻く社会状況として下記のとおり整理されています。

- (1) 少子高齢化と人口減少
- (2) 都市化の進展と国民の環境問題等への関心の高まり
- (3) 地方の活性化と大都市のグローバル化
- (4) 社会資本の整備と老朽化の進行
- (5) 財政面、人員面の制約の深刻化
- (6) 国民の価値観の多様化

このような中、平成29年6月の都市公園法改正で、公募設置管理制度（Park-PFI）が新たに設けられ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図ることが期待されます。

## 2-6. 滋賀県営都市公園の課題

---

今後、滋賀県営都市公園のマネジメントを適正に行うにあたり、これまでの管理状況、都市公園を取り巻く社会状況等を踏まえた主な課題については、下記の事項が挙げられます。

### (1) 時代の趨勢に合わせた都市公園のあるべき姿の提示

社会の多様化や外部環境の変化に伴い、都市公園に期待される機能・役割も高度化・多様化していますが、それらの変化に対して、県営都市公園が担うべき役割等について今後整理する必要があります。都市政策上の課題や他の公園・緑地等との関係も意識しながら、マクロな視点で各県営都市公園の諸条件を精査し、改めて、各公園が果たすべき役割やあるべき姿を検討し、明確化することが必要です。

### (2) 多様性・自由性の担保

社会が多様化・複雑化する中、だれもが利用できる公共オープンスペースとして、都市公園の果たすべき役割が重要となっています。全国的に、子供の声やボール遊び等に対する近隣住民から苦情が生じた場合に、適切な利害調整がなされずに、利用に関する禁止事項が増える等、全国的に都市公園において時として過剰な規制が導入される傾向が強まっています。一方で、ルールが十分に設定されていない公園では、公園の利用が無秩序となり、利用者間あるいは近隣住民等との間での対立が深刻化している事例もあります。県営都市公園においては、そのような状況が生じないよう、どのように多様な主体による多様な利用を担保していくかが課題です。

また、開設時期が古い県営都市公園ではバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化が十分進んでおらず、だれもが利用しやすい空間とはなっていない部分があります。だれもが利用できる空間とするため、アクセスも含め、必要な再整備や利用者支援の取組を進める必要があります。

### (3) 地域活性化への貢献

県営都市公園の魅力向上には取り組んでいるものの、立地する地域の魅力向上や地域経済に貢献する能動的な取り組みは十分になされているとは言えない状況にあります。これまで都市公園では、その公共空間としての性質上、占用や営利行為等については、抑制的な運用がなされてきました。しかし、近年は公民連携による公共空間の活用等が、地域活性化の重要な方策として注目されており、都市公園においても、より積極的な連携や利活用による地域貢献をめざした仕組みづくりが必要です。

### (4) 環境保全への貢献

全世界で都市化の進展や自然破壊、気候変動等が生じ、地球環境、地域環境は、持続可能

性の観点で課題が生じています。県政全体としても SDGs に即した政策展開がめざされていることから、生物多様性の確保や二酸化炭素の吸収、都市環境の改善等、都市公園においても環境保全に貢献する取り組みを充実させることが必要です。

#### **(5) 災害への対応**

近年、台風や集中豪雨、地震等の災害が頻発化、激甚化しており、県営都市公園においても被害が発生しています。被害を最小限に抑えるとともに、迅速な復旧を行うためのさらなる準備と対応を検討することが求められます。

また、滋賀県防災計画の広域輸送拠点や市の緊急避難場所に指定されている県営都市公園については、災害時に適切に活用できるよう、有事の際の対応について検討を行う必要があります。

#### **(6) 厳しい財政状況への対応**

県営都市公園の整備や管理に係る費用は、年々減少しており、全国平均と比較しても低い水準となっていますが、今後も厳しい財政状況の中、整備・管理の効率化や税財源以外の収入確保等、整備費・管理費をどのように捻出するかが課題です。

また、本県の1人当たりの都市公園面積は約9.2㎡と、目標としている10㎡には届いていない状況ですが、財政難等の背景もある中で、今後の新規整備のあり方について、どのように考えるのが課題です。

#### **(7) 施設の老朽化への対応**

県営都市公園に設置されている公園施設については、古い施設は建設から40年近く経ているものもあり、老朽化が進行しています。利用者の安全性のリスクが増大するとともに、施設修繕のコストが公園の管理費用を圧迫しています。予防保全の観点を踏まえながら、管理と修繕を計画的に実施していく必要があります。また、施設の老朽化による更新改築のタイミングに合わせて、より時代に即した機能を発揮するための効果的な再整備のあり方についても検討が必要です。

#### **(8) 高度化・複雑化する社会的要請等への対応**

利用者ニーズの多様化や社会環境の変化により、施設の整備・維持管理の他、利用者への各種サービスの提供、関係者の利害調整等、都市公園のマネジメントは高度化・複雑化しています。これに伴い、行政だけでは十分な都市公園のマネジメントを行うことが困難となっています。そのため、行政だけでなく、民間事業者やNPO、地域住民等の多様な主体が、それぞれの強みを活かして参画・連携する仕組みをいかに構築するかが課題です。



## Ⅲ. 基本方針（概ね 10 年間：2020～2030 年）

### 3-1. 県営都市公園が担うべき役割・機能

県営都市公園においては、都市公園として求められる利用効果と存在効果を十分に発揮し、レクリエーション機能、地域振興機能、環境保全機能、防災機能といった各種の機能を引き続き提供していくことが求められますが、役割分担の観点から、特に広域行政を担う地方公共団体である県が設置する都市公園の役割として、「広域・都市・公共」という3つの視点を重視します。

<b>広域</b>	広域行政を担う県が設置する公園として、基礎自治体である市町との役割分担を意識し、市町域または県域を越えた広域的な役割を重視する。
<b>都市</b>	都市のインフラとして設置される都市公園として、自然公園や福祉系施設との役割分担を意識し、都市環境保全や地域経済振興、地域コミュニティ育成といった都市政策の推進に資する役割を重視する。
<b>公共</b>	地方公共団体が設置する施設として、民間施設等との役割分担を意識し、民間事業者だけでは担うことが難しい環境や防災といった公共性の高い課題の解決に対応する役割を重視する。

（参考）都市公園の機能



また、県営都市公園が抱える課題を踏まえ、県営都市公園として重視する役割・機能を以下のとおり示します。

### 1. 利用の多様性が担保された公園

公共的なオープンスペースとして、利用の多様性が担保された公園をめざします。多様な主体による多様な利用を調整する仕組みやルールを設け、公園の利用面と管理面の両面で適切なものとなるよう努めます。利用ルールの設定にあたっては、利用の多様性や自由性に十分配慮し、ゾーニングを行う等、画一的な規制とならないよう注意します。

また、高齢者や障がい者、子供等の社会的弱者が適切に利用できるよう、公園のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化やアクセス改善等、必要な再整備や利用者支援の取組を推進します。

### 2. 活力ある地域づくりに資する公園

都市公園自体の魅力向上だけでなく、公園が立地する近隣地域や都市、県レベルにおいて、「社会・文化・経済」の3つの側面で活力のある地域づくりに寄与する公園をめざします。具体的には、各地域のまちづくりの方針等との整合に配慮した整備と、町内会やNPO、民間事業者による行事やイベント、ビジネスでの都市公園の利活用の促進、県外からの観光誘客が可能な魅力ある公園づくりと積極的な発信等を行い、地域における社会的・文化的・経済的な交流を生み出すことをめざします。

### 3. 環境との共生に資する公園

地域におけるグリーンインフラ、特に動植物の生息域、活動域となるビオトープネットワークを構成する要素として、琵琶湖を中心とした滋賀固有の生態系や環境を保全するための整備・管理を推進します。

また、人と自然が交わる場所としての特徴を活かし、環境教育を中心としてESD（持続可能な発展のための教育）の場としても有効に活用できるような公園づくりをめざします。

### 4. 災害・危機に強い公園

近年頻発化・激甚化する自然災害等に備え、予防保全により被害を軽減するとともに、被害が生じた場合には迅速な対応が可能となるよう、必要な体制づくり、仕組みづくりをめざします。

また、有事の際には輸送拠点や避難場所等として適切に利活用がなされるよう公共インフラとしての機能を充実させるとともに、公園管理者、防災関係部局、地域住民等が連携して対応できるよう、危機管理体制の充実をめざします。

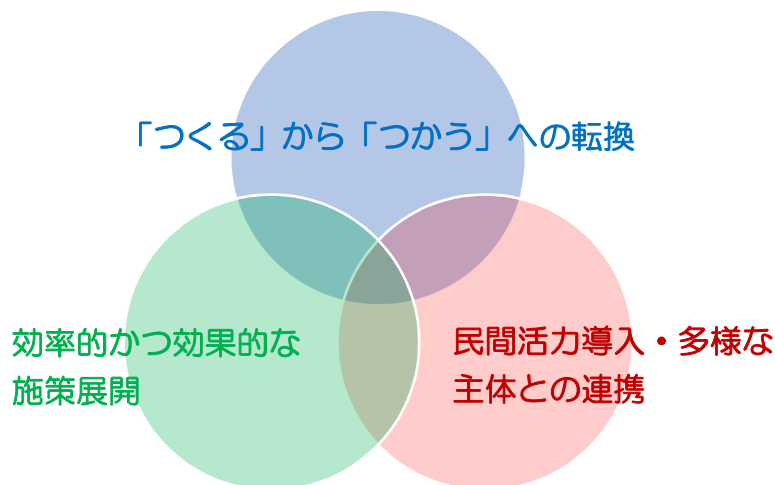
また、県営都市公園が画一的なものとならないよう、7つの県営都市公園ごとに、それぞれ担うべき役割や機能を示します。

【各県営都市公園が担うべき役割・機能】

公園名	役割・機能
湖岸緑地	琵琶湖生態系の保全・再生をめざし、広大なビオトープネットワークとしての役割を担います。また、「みどりのみずへの将来ビジョン」で示された方針の下、県内外からの広域的な利用・活用も想定し、持続可能な賑わいに資する利用・活用の促進を図る場としての役割を担います。
尾花川公園	開設目的である琵琶湖競艇場と近隣住宅との緩衝帯としての機能のもと、近隣公園として概ね徒歩圏内の地域住民の利用ニーズに応える身近な都市公園としての役割を担います。
春日山公園	里山の自然環境や古墳群などの保全を行いながら、湖西地域の市街地と隣接した豊かな自然を活かした環境学習や里山保全活動の「実践の場」としての役割を担います。
びわこ文化公園	びわこ文化公園都市内および周辺の多数の文化・芸術・スポーツ施設、学術・教育研究機関、医療・福祉施設、各種企業、近隣住民や県内外からの広域的な利用者も含め、多様な主体が相互に交流し、新たなライフスタイルやイノベーションを創出する場としての役割を担います。
奥びわスポーツの森	湖北地域のスポーツ振興に資するとともに、琵琶湖をはじめとした豊かな自然環境を活かしたアウトドアアクティビティや観光誘客、環境教育等の場としての役割を担います。
びわこ地球市民の森	野洲川の廃川敷を利用して自然環境を再生するため、県民との協働による豊かな森づくりとして整備を進めてきました。今後は、県民との協働による森の維持管理に比重を移し、継続的な環境活動の「実践の場」「学びの場」としての役割を担います。
(仮称) 県営金亀公園	全県レベルでのスポーツ振興に資するとともに、彦根市街や彦根城、彦根市金亀公園に隣接する立地を活かし、観光や民間事業、イベント等、都市的な特徴ある利用を想定した役割を担います。

### 3-2. 県営都市公園の施策展開の方向性

現在の県営都市公園が抱える課題に対応し、よりよい県営都市公園を実現していくため、以下のとおり、今後の県営都市公園のマネジメントにかかる施策展開の方向性を示します。



## I. 「つくる」から「つかう」への転換

都市公園の量的な不足は一定程度解消されてきていることから、今後は、「量から質へ」、「つくるからつかうへ」と比重を移していきます。

既存の各公園に求められる役割を意識し、都市公園の効果・機能が十分に果たされるよう質の高い管理を行い、加えて、都市公園の「使いこなし」を意識して、広報展開や規制の弾力的な運用等、利活用の促進のために必要な施策を実施します。

整備については、既存公園の再整備を主とすることとし、老朽化等に伴う更新改築の際には、時代の要請に即して、質を高めるために必要な整備を積極的に推進します。新規整備の実施は、単なる総量的な目標の達成ではなく、都市政策上の計画・方針との整合に配慮し、立地、機能、役割等を精査して、より効果的な整備を行うこととします。

## II. 効率的かつ効果的な施策展開

人員や財政上の制約がある中で、よりよい公園づくりを実現するために、効率的かつ効果的な整備、管理運営に努めます。

整備にあたっては、ライフサイクルコストを意識し、施設規模の適正化や省エネ技術の導入等を図ります。維持管理にあたっては、予防保全の観点を踏まえて計画的な維持修繕・更新を実施し、コストの縮減に努めます。また、行政以外のセクターから、人員・技術・資金面における協力や支援をいただけるような仕組みづくりに努め、より効率的・効果的な施策展開をめざします。

## III. 民間活力導入・多様な主体との連携

民間事業者等がもつノウハウや資金、迅速性・柔軟性といった強みを活かした公園整備・管理をめざします。具体的には、都市公園法等で規定される、指定管理者制度・設置管理許可制度・公募設置管理制度（Park-PFI）等の制度の積極的な活用を推進し、民間事業者等の参画を促進し、民間との連携による公園の活性化を推進します。

また、地域住民や利用者団体、ボランティア等も含めて幅広い主体を想定し、昨今の公民連携や市民協働のトレンドを踏まえ、多様な主体の参画と連携による都市公園づくりを推進します。

### 3-3. 担うべき役割・機能を実現し、施策の方向性を具体化する上で参考となる施策例

---

県営都市公園が担うべき役割・機能を実現し、施策の方向性を具体化する上で参考となる施策例を以下に示します。これらの施策例を参考に、公園ごとの役割や状況に応じて、有効な施策や手法について検討・研究を行っていくこととします。（※【 】内は対応する「役割・機能、方向性」）

- (1) **設置管理許可、公募設置管理制度（Park-PFI）の活用【2 I II III】**  
民間資本を活用して都市公園の整備・管理を行うため、設置管理許可、公募設置管理制度（Park-PFI）等を活用する。  
（例：勝山公園（北九州市）、新宿中央公園（新宿区））
- (2) **指定管理者制度の効果増進に向けた募集要項・基本協定等の見直し【2 I II III】**  
指定管理者が民間の強みやノウハウを十分に発揮し、自主事業等に積極的に取り組めるよう、募集要項や基本協定について、インセンティブと公共還元のバランスを考慮した見直しを行う。
- (3) **多様な主体による多様な利活用を募集する仕組みづくり【1 2 I II III】**  
公園情報の積極的な開示や利活用を促進する方針を示し、SNS での発信やマーケットサウンディング等により、民間からの利活用を募集する仕組みを構築する。  
（例：サウンディング調査、公共 R 不動産）
- (4) **民間事業者や地域住民等の管理への参画の促進【2 II III】**  
指定管理者制度や公園ボランティア制度等をより魅力的なものになるよう充実させるとともに、行政から積極的に広報や働きかけ、支援を行う。
- (5) **都市公園の整備や利活用のための社会実験の実施【1 2 I III】**  
都市公園でのルール改正や施設整備等を行うにあたり、試験的・実験的に取り組みをおこない、課題の抽出や市場調査、関係者の合意形成を図る。  
（例：なぎさ公園バーベキュー場（大津市）、東北屋台村（名古屋市））
- (6) **税財源によらない財源の確保【II III】**  
より質の高い公園づくりを行うため、利用料や占用料、駐車料、広告事業等の新規導入、価格改定により、税財源以外の財源を生み出す。  
（例：南池袋公園地下占用料（豊島区）、都市公園内施設広告事業（大阪市））
- (7) **都市公園のブランディングや都市公園文化の育成【2 I】**  
都市公園の社会的な価値を高めるような発信や活動を行い、都市公園のブランディング（ブランド力の向上）や都市公園を使った生活文化を育成する。  
（例：「ソトノバ」「Parks Japan F.」）

- (8) **利活用に係る広報展開の充実【2 I】**  
WEB等を活用し、どのような公園があるのか、どのように利活用できるのかという点をよりわかりやすく発信する。  
(例：「目的別検索」(東京都)、「PARKFUL」)
- (9) **ライフサイクルコストの管理【3 II】**  
過大な施設整備の防止と適切な管理等をめざし、公園ごと、施設ごとに整備費から維持管理費、光熱費、解体除却費、処分費等を算出し、ライフサイクルコスト全体の管理を行う。
- (10) **省エネ技術、再生可能エネルギーの導入【3 II】**  
ライフサイクルコストの縮減や環境負荷の低減をめざし、効果的な省エネ技術、再生可能エネルギーの導入を行う。  
(例：高断熱建築物、壁面緑化、太陽光発電、風力発電)
- (11) **長寿命化計画、予防保全に基づいた再整備・維持補修の実施【4 II】**  
維持補修費等の縮減を目的として、予防保全の観点で長寿命化計画に即した再整備・維持補修を実施する。
- (12) **既存施設の用途転換、リノベーションの推進【I II】**  
整備費を縮減しながら時代の要請に即した施設整備を図るため、既存施設を活かして、用途転換やリノベーションによる整備を推進する。
- (13) **遊具中心からの脱却と、公園施設の多様化【1 2 I】**  
都市公園の利用を、子供中心から多世代化・多様化させるため、公園施設についても遊具中心から、より多様なファニチャー等の整備へと転換する。
- (14) **行為許可、占用許可等の弾力的な運用【1 2 I II III】**  
都市公園における営利行為や寄付、占用等の許可について、抑制的な運用から積極的な運用へと転換するため、運用基準等の見直しや明確化を行う。
- (15) **利用ルールの見直し【1 2 I】**  
適正な管理と多様で自由な利活用を両立するためにルールの見直しを行う。
- (16) **公園内のゾーニング設定【1 2 3 4 I】**  
多様な利用や機能を担保するために、公園内をゾーニングし、ゾーンごとのルールを定める、役割を明確化するなどの工夫を行う。
- (17) **バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進【1 I】**  
高齢者や障がい者、子供等を含め、誰もが使える都市公園とするため、必要なバリアフリー化等の改修を推進する。

**(18) ICT の活用【1 4】**

ICT 遊具や見守りシステムなどで地域交流の拠点や、情報サイネージなどで災害時の拠点とする。

**(19) 公園へのアクセス改善【I 2 3 II】**

子供や旅行者等、誰もが自由に都市公園にアクセスし、また環境負荷低減の観点から自動車に頼らずにアクセスできるよう、自転車や公共交通機関等によるアクセス改善を推進する。

**(20) まちに溶け込むエッジデザインの強化【2 I】**

都市公園と地域との関係性を向上させるため、都市公園の敷地境界（エッジ）をまちに溶け込むデザインとする。

（例：韮公園（大阪市）、岩倉公園（茨木市））

**(21) 県外からの観光誘客が可能な特徴ある整備と情報発信【2】**

県外からの観光誘客を促進するため、滋賀ならではの特徴ある整備を行い、発信を強化する。

（例：モエシ沼公園（札幌市）、山下公園（横浜市））

**(22) 在来生態系を育むピオトープの整備・管理【3】**

滋賀固有の豊かな在来生態系を保全、育成するためのピオトープの整備・管理を行い、植栽も外来品種を避け、遺伝子レベルでの在来種を中心として選定する。

**(23) 外来種の侵入防止、駆除【3】**

オオバナミズキンバイ、オオキンゲイギク、オオクチバス、ブルーギル、アカミミガメ、ウシガエル、ヌートリア等、外来生物の侵入防止および駆除を行う。

**(24) 環境教育を中心とした ESD の活動支援【3】**

環境 NPO や学校等とも連携し、都市公園において環境教育を中心とした ESD を展開する。

**(25) 施設の耐震化工事【4 II】**

地震に備え、都市公園内施設の耐震化工事を進める。

**(26) 危機管理対応マニュアルの策定・見直し【4】**

危機管理能力の向上を目的として、防災関係の他部局、他団体とも連携し、有事の際の危機管理対応マニュアルを策定し、シミュレーションや訓練を行う。

（例：浸水リスク（地先の安全度マップ等）や土砂災害リスクを踏まえた体制づくり）

**(27) 都市公園の防災・減災機能の向上【4】**

災害時の住民の避難地や復旧・復興のための拠点となる公園整備、並びに雨水貯留浸透機能を有する公園整備などを引き続き行う。

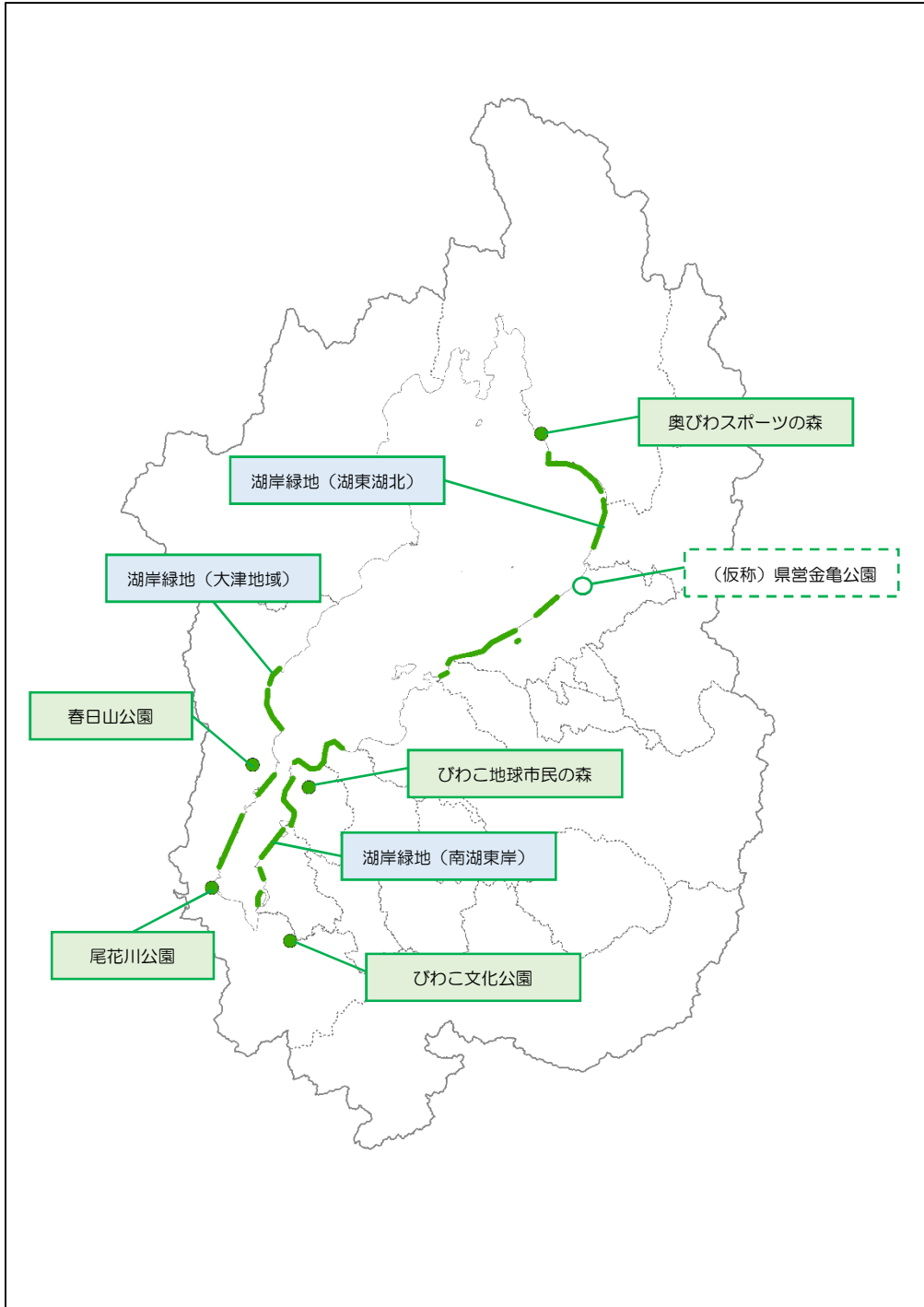




## IV. 参考資料

### ■ 県営都市公園基礎情報

#### 【配置図】



## 湖岸緑地（こがんりょくち）

### 【概要】

1996年度（H8年度）に完了した琵琶湖総合開発計画に基づき、湖水位の低下による湖周辺の自然環境の保全と新しい湖辺の風景を創りだし、レクリエーション利用の増進を図るため、琵琶湖岸を公園化しました。湖岸緑地内の樹木、草花、芝生等は、琵琶湖湖岸景観を構成する重要な要素であるとともに、治水機能を有する前浜などの環境特性にも十分配慮する必要があります。

2000年（H12年）3月に策定した琵琶湖総合保全整備計画―マザーレイク21計画―に基づき、自然的環境・景観保全分野における取り組み目標を掲げ、琵琶湖生態系の保全・再生をめざしています。利用計画とあわせて、水辺エコトーンとして生態的機能の回復を図っていくことが課題であり、保全・再生が可能なところでは、自然の自己再生力を引き出しながら順応的に取り組み、ビオトープネットワークの拠点の確保と地域の緑づくり・まちづくりと一体となった湖岸緑地を創出しています。



長浜南浜地区



赤野井吉川地区

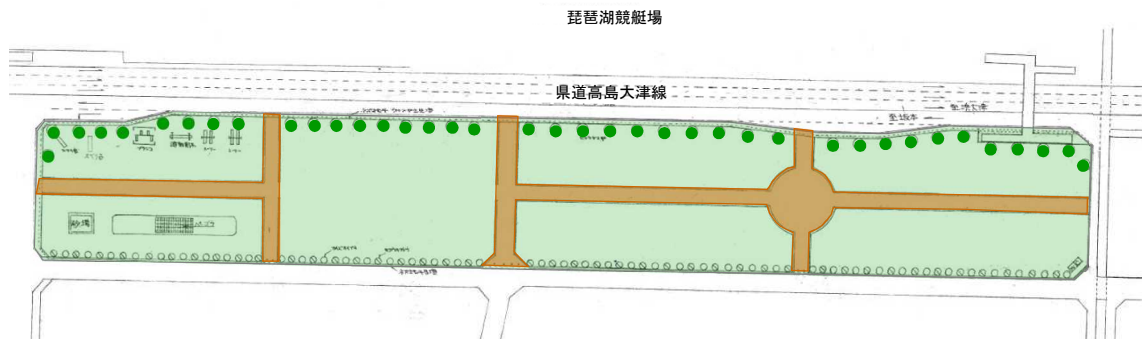
所在地	大津市、草津市、守山市、野洲市、東近江市、彦根市、米原市、長浜市 湖辺域
開設面積	約 160ha
開設年	1980年（S55年）～
公園種別	広域公園
交通機関	—

## 尾花川公園（おばながわこうえん）

### 【概要】

1954年（S29年）に琵琶湖競艇場と近隣住宅との緩衝帯として開設し、公園面積は1ha程度と小規模ながら、県営都市公園としては一番古い公園です。

公園ボランティアやマイパークサポーターに登録いただいた市民団体等による花壇の植栽管理等が活発に行われ、地域による鯉のぼりの吹き流しも行うなど、地域に密着した都市公園となっています。また、大津市地域防災計画においては、指定緊急避難場所に指定されています。



所在地	滋賀県大津市尾花川（びわこ競艇場前）
開設面積	約 1ha
開設年	1954年（S29年）
公園種別	近隣公園
交通機関	鉄道：京阪大津市役所前駅から約 0.6km 徒歩約 8分 車：駐車場なし

## 春日山公園（かすがやまこうえん）

### 【概要】

堅田丘陵の東端に位置する春日山古墳群に隣接し、1996年（H8年）に都市公園として都市計画決定されました。里山の自然環境や古墳群などの保全と活用を図りながら、里山フィールドやビオトープ池など、丘陵地ならではの豊かな自然を活かした環境学習や里山保全活動の実践の場等としても利用されています。1996年（H8年）から2007年（H19年）にかけて、多目的グラウンド、ゲートボール場等を中心とした近現代ゾーン、現存する古墳群と里山環境を活かした古墳ゾーンや万葉ゾーンなどを順次整備しました。また、シンボルゾーンには、アスレチック遊具を備えており、子供たちの遊び場ともなっています。

公園からは琵琶湖大橋を眼下に望むことができ、憩いとレクリエーションの場として、県民に愛される公園となっています。



所在地	滋賀県大津市真野谷口町
開設面積	約 23ha
開設年	2001年（H13年）
公園種別	総合公園
交通機関	鉄道：堅田駅から約 1.0km 徒歩約 12分 車：湖西道路真野 IC から約 1.9 km 車で約 10分

## びわこ文化公園（びわこぶんかこうえん）

### 【概要】

1979年（S54年）に策定された「びわこ文化公園都市構想」の「芸術、教養の文化クラスター」に位置づけられた、芸術・教養の文化施設群を配置した都市公園です。

1984年（S59年）に21.7haで当初開設し、県立図書館、県立近代美術館、埋蔵文化財センター、日本庭園等の施設を配置しています。その後、茶室「夕照庵」をオープンするなど文化施設の充実を図り、防災拠点となる多自然型広場の整備等も行っています。2007年（H19年）には、里山部分の9.5haを開設し、総面積は43.2haとなりました。

公園の中心となる日本庭園「夕照の庭」は、滝口からの流れが上の池から大滝を経て大池に至る日本庭園として親しまれており、近代彫刻と庭園が融合する彫刻の路など、落ち着いた空間での散策や休憩の場となっています。西側の自然エリアは、自然にふれあえる里山保全活動の拠点として市民団体をはじめ県内外から広く利用され、芝生広場には小川も流れ、豊かな自然とふれあうことができます。



所在地	滋賀県大津市瀬田南大萱町
開設面積	約 43ha
開設年	1984年（S59年）
公園種別	総合公園
交通機関	鉄道：瀬田駅からバスで10分 車：草津田上ICから約1.8km 車で約5分

## 奥びわスポーツの森（おくびわすぽーつのもり）

### 【概要】

1972年（S47年）に県政100年記念事業の一環として、休養とスポーツの場として整備された施設を、1984年（S59年）に改めて都市公園として都市計画決定し、湖北地域のスポーツとレクリエーションの拠点となる都市公園として再整備を行い、1987年（S62年）に開設しました。

1997年（H9年）までに、多目的運動広場やレジャープール、夜間照明施設、グラウンドゴルフ場等を順次整備し、施設の拡充を進め、2011年度（H23年度）には大型遊具を設置し、利用者数も大きく増加しました。その後、レジャープールは、2009年（H21年）の「公の施設の見直し計画」により、多額の運営経費が生じていることから廃止が決定しました。その後、プール跡地には、ヘリコプターの離発着が可能な多目的広場や物資保管場所となる防災シェルターを整備し、防災機能の強化を図っています。



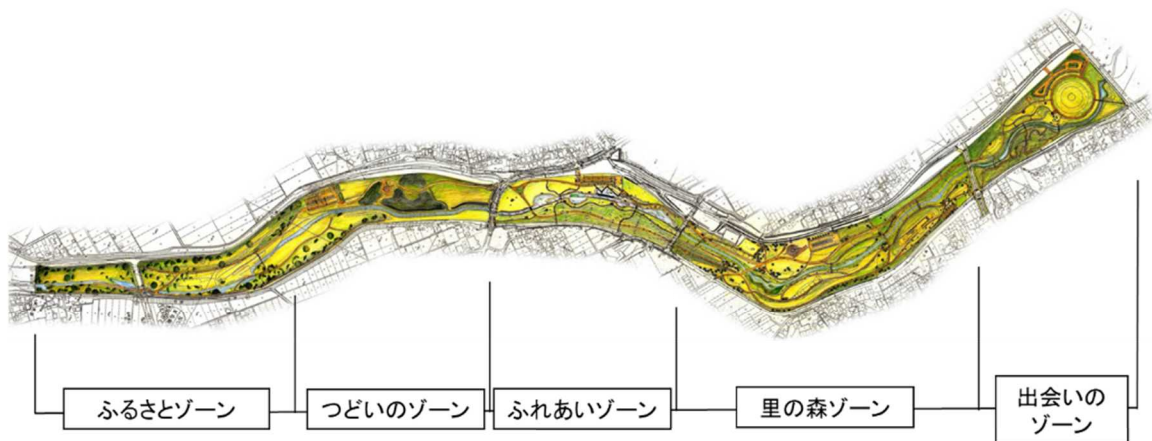
所在地	滋賀県長浜市早崎町
開設面積	約 21ha
開設年	1987年（S62年）
公園種別	総合公園
交通機関	鉄道：虎姫駅から約 5.6km 車：長浜 IC から約 9.5km 車で約 15 分

## びわこ地球市民の森（びわこちきゅうしみんのもり）

### 【概要】

新野洲川の完成により廃川となり平地化事業の行われた野洲川南流の一部を「豊かな森」として再生することを目的として整備された公園です。

この森づくりでは、植栽を県民との協働（パートナーシップ）により行うこととし、植栽基盤を含む都市公園施設は県で整備し、植樹については緑陰樹を除き、広く一般から募集を行い、苗木を中心に植樹を進め、2013年度末（H25年度末）にのべ16万本の植樹を完了しました。植樹の管理についても、一般から募集した「森づくりサポーター」に協力をいただき、将来に豊かな森を引き継ぐ取組を進めています。



所在地	滋賀県守山市水保町
開設面積	約 43ha
開設年	2002年（H14年）
公園種別	都市緑地
交通機関	車：守山駅から約 8.6km 車で約 16分

## (仮称) 県営金亀公園 (けんえいこんぎこうえん)

### 【概要】

県民のスポーツ拠点として機能を強化するとともに、世代をこえて人々に長く愛着を持って利用される多様な機能を備えた公園として、彦根城をはじめとする周辺の景観などと調和を図りながら、2023年（R5年）の開設をめざして、整備を進めています。

また、(仮称) 県営金亀公園を中心とするエリアを「健康・運動ゾーン」、南側に隣接する市営金亀公園を中心とするエリアを「歴史文化ゾーン」、2つのゾーンが重なるエリアを「結びのゾーン」と位置づけます。「結びのゾーン」においては、2つのゾーンをつなぐ新たな歩行者連絡橋を整備することなどにより、ゾーン間の連携及び一体利用を促進し、相互の利用者の流入等による周辺地域一帯の観光振興や、賑わいの創出等を図ることとしています。



所在地	滋賀県彦根市松原町
開設面積	約 22ha (予定)
開設年	2023年 (R5年) (予定)
公園種別	総合公園 (予定)
交通機関	鉄道：彦根駅から約 1.5km、徒歩約 18分 車：彦根 IC から約 3.3km 車で約 7分



## ■ 指定管理者の変遷

公園名	期間	指定管理者	構成員
湖岸緑地 (大津地域)	H18~H20	近江鉄道ゆうグループ	代表者：(株)近江鉄道 構成員：西武造園(株)
	H21~H25	近江鉄道ゆうグループ	代表者：(株)近江鉄道 構成員：西武造園(株)
	H26~H30	公益財団法人大津市公園緑地協会・一般社団法人滋賀県造園協会西地区共同体	代表者：(公財)大津市公園緑地協会 構成員：(一社)滋賀県造園協会西地区共同体
	R1~R5	公益財団法人大津市公園緑地協会・一般社団法人滋賀県造園協会西地区共同体	代表者：(公財)大津市公園緑地協会 構成員：(一社)滋賀県造園協会西地区共同体
湖岸緑地 (南湖東岸)	H18~H20	近江鉄道ゆうグループ	代表者：(株)近江鉄道 構成員：西武造園(株) 湖岸緑地(中主吉川地区)： 財滋賀県公園・緑地センター
	H21~H25	近江鉄道ゆうグループ	代表者：(株)近江鉄道 構成員：西武造園(株)
	H26~H30	近江鉄道ゆうグループ	代表者：(株)近江鉄道 構成員：西武造園(株)
	R1~R5	湖岸緑地南湖東岸 ゆうゆうパートナーズ	代表者：西武造園(株) 構成員：(株)山田園芸
湖岸緑地 (湖東湖北)	H18~H20	近江鉄道ゆうグループ	代表者：(株)近江鉄道 構成員：西武造園(株)
	H21~H25	近江鉄道ゆうグループ	代表者：(株)近江鉄道 構成員：西武造園(株)
	H26~H30	近江鉄道ゆうグループ	代表者：(株)近江鉄道 構成員：西武造園(株)
	R1~R5	湖岸緑地湖東湖北 ゆうゆうパートナーズ	代表者：西武造園(株) 構成員：(株)三村造園
尾花川公園・ 春日山公園	H18~H20	財滋賀県公園・緑地センター	—
	H21~H25	近江鉄道ゆうグループ	代表者：(株)近江鉄道 構成員：西武造園(株)
	H26~H30	公益財団法人大津市公園緑地協会・一般社団法人滋賀県造園協会西地区共同体	代表者：(公財)大津市公園緑地協会 構成員：(一社)滋賀県造園協会西地区共同体
	R1~R5	公益財団法人大津市公園緑地協会・一般社団法人滋賀県造園協会西地区共同体	代表者：(公財)大津市公園緑地協会 構成員：(一社)滋賀県造園協会西地区共同体
びわこ 文化公園	H18~H20	財滋賀県公園・緑地センター	—
	H21~H25	近江鉄道ゆうグループ	代表者：(株)近江鉄道 構成員：西武造園(株)
	H26~H30	近江鉄道ゆうグループ	代表者：(株)近江鉄道 構成員：西武造園(株)
	R1~R3	びわこ文化公園 ゆうゆうパートナーズ	代表者：西武造園(株) 構成員：日本観光開発(株)
奥びわ スポーツの森	H18~H19	財滋賀県公園・緑地センター	—
	H20~H22	NPO法人P.P.P.滋賀・ マーメイドグループ	代表者：NPO法人P.P.P.滋賀 構成員：(有)マーメイド
	H23~H25	NPO法人P.P.P.滋賀・ マーメイドグループ	代表者：NPO法人P.P.P.滋賀 構成員：(有)マーメイド
	H26~H28	NPO法人P.P.P.滋賀	—
	H29~R1	NPO法人P.P.P.滋賀	—
	R2~R6	NPO法人P.P.P.滋賀	—
びわこ 地球市民の森	H26~H30	シダックス・ ハウスビルグループ	代表者：シダックス大新東ヒューマンサービス(株) 構成員：(株)ハウスビルシステム
	R1~R3	シダックス大新東ヒューマン サービス(株)	—

## ■ 都市公園行政年表

年 月	事 項
明治 5 年 (1872) 1 月	大津県を滋賀県と改称、県庁事務条例・出庁事務大意を定める。
明治 6 年 (1883) 1 月	太政官布達第 16 号「群衆遊観の場所に公園を設ける件」が府県に発せられ、公園制度が始まる。
明治 35 年 (1902) 7 月	大津市長等公園開設に関する官有地組替えの件、内務省が認可。
明治 42 年 (1909)	長浜市豊公園開設 (3ha)
大正 8 年 (1919) 4 月	旧都市計画法の公布。公園は都市計画の施設として計画並びに事業執行されることとなる。
昭和 11 年 (1936) 10 月	大津市石山公園開設 (1.6ha)
昭和 18 年 (1943) 5 月	大津市石山公園、膳所城跡公園、長等山公園、茶臼山公園の都市計画決定
昭和 19 年 (1944) 3 月	彦根市金亀公園 (彦根城跡) 開設 (33.9ha)
昭和 28 年 (1953) 4 月	尾花川公園の都市計画決定
昭和 29 年 (1954) 4 月	尾花川公園開設 (1.05ha) ※最初の県営都市公園
昭和 31 年 (1956) 4 月	都市公園法の公布。都市公園の設置、管理に関する基準等が定められる。
昭和 33 年 (1958) 12 月	大津市皇子山総合運動公園の都市計画決定
昭和 34 年 (1959) 3 月	大津市皇子山総合運動公園開設 (15.1ha) ※駐留米軍皇子山住宅地跡地
昭和 43 年 (1968) 6 月	都市計画法の公布
昭和 47 年 (1972) 6 月	「琵琶湖総合開発特別措置法」公布
昭和 47 年 (1972) 12 月	「琵琶湖総合開発計画」決定
昭和 47 年 (1972)	奥びわスポーツの森の前身施設開設 ※県政 100 周年記念事業
昭和 48 年 (1973)	琵琶湖総合開発に基づく県営都市公園広域公園湖岸緑地事業着手 (用地)
昭和 53 年 (1978) 4 月	「滋賀県都市公園条例」公布 (S53.7.1 施行)
昭和 54 年 (1979) 10 月	県営都市公園文化ゾーン (びわこ文化公園) の都市計画決定
昭和 55 年 (1980) 7 月	公園緑地全国大会を大津市で開催
昭和 56 年 (1981)	第 36 回国民体育大会夏期大会 (9 月)、秋期大会 (10 月) 開催 ※県内 10 都市公園が国体関連で整備・再整備される
昭和 57 年 (1982) 3 月	琵琶湖総合開発事業が 10 年間延長
昭和 58 年 (1983) 4 月	滋賀県公園緑地事務所設置
昭和 58 年 (1983)	姉妹友好州のリオ・グランデ・ド・スール州都 (ブラジル) へ日本庭園「ブラッサ・シガ」を寄贈
昭和 59 年 (1984) 9 月	びわこ文化公園開設 (当初開設 21.7ha)
昭和 59 年 (1984)	奥びわスポーツの森の都市計画決定
昭和 60 年 (1985) 7 月	びわこ文化公園に「夕照の庭」開園
昭和 62 年 (1987) 4 月	奥びわスポーツの森開設 (21.3ha)
昭和 62 年 (1987) 10 月	びわこ文化公園に「夕照庵」(茶室) 開設
昭和 63 年 (1988) 4 月	財団法人滋賀県公園・緑地センター設立
平成 2 年 (1990) 4 月	国際花と緑の博覧会 (大阪) に滋賀県ガーデン出展
平成 2 年 (1990) 7 月	奥びわスポーツの森にプール開設
平成 3 年 (1991)	琵琶湖総合開発事業が 5 年間延長される
平成 5 年 (1993) 3 月	奥びわスポーツの森に夜間照明設備完成
平成 8 年 (1996)	琵琶湖総合開発事業終了。湖岸緑地の総整備面積は 166.6ha (開設面積 115.5ha) に達した。
平成 8 年 (1996) 6 月	春日山公園の都市計画決定 (34.2ha)
平成 12 年 (2000) 3 月	「ブラッサ・シガ」の庭園管理技術指導に技術者を派遣
平成 12 年 (2000)	びわこ地球市民の森の都市計画決定 (守山速野緑地 42.5ha)
平成 13 年 (2001) 4 月	春日山公園一部開設 (7.4ha)
平成 13 年 (2001) 4 月	「2001 滋賀県植樹の集い」を守山市で開催 びわこ地球市民の森づくり開始
平成 14 年 (2002)	びわこ地球市民の森が自然再生緑地事業に認定
平成 14 年 (2002) 7 月	びわこ地球市民の森のつどいのゾーン一部開設 (4.4ha)
平成 14 年 (2002) 7 月	びわこ文化公園の拡張区域完成 (開設面積 33.7ha)
平成 15 年 (2003) 11 月	公園に関する防犯上の指針を制定
平成 16 年 (2004) 10 月	公園サポーター (マイパークサポーター) 制度開始
平成 16 年 (2004) 12 月	「滋賀県都市公園条例」改正 (H16.12.28 施行) 略式代執行により工作物等の保管、返還するための公示、売却した代金の保管に係る規定等の整備。
平成 17 年 (2005) 7 月	「滋賀県都市公園条例」改正 (H17.7.15/H18.4.1 施行) 指定管理者制度を導入するための一部改正
平成 18 年 (2006) 4 月	指定管理者制度による管理を開始 (湖岸緑地、尾花川公園、春日山公園、びわこ文化公園、奥びわスポーツの森)
平成 19 年 (2007) 3 月	びわこ地球市民の森 6.8ha 開設 (合計: 17.79ha)
平成 20 年 (2008) 3 月	滋賀県公園緑地事務所 開所
平成 20 年 (2008) 3 月	春日山公園 5.0ha 開設 (合計: 23.40ha)
平成 20 年 (2008) 3 月	びわこ文化公園 9.5ha 開設 (合計: 43.20ha)

平成 20 年 (2008) 3 月	湖岸緑地 中主吉川地区 1.7ha 開設 (合計 : 5.50ha)
平成 20 年 (2008) 7 月	「滋賀県都市公園条例」改正 (H20.7.23/H26.4.1 施行) 民法の一部改正に伴う一部改正
平成 21 年 (2009) 3 月	財団法人滋賀県公園・緑地センター解散
平成 21 年 (2009) 3 月	湖岸緑地 中主吉川地区 3.40ha 開設 (合計 : 8.90ha)
平成 21 年 (2009) 11 月	びわこ地球市民の森 0.511ha 開設 (合計 : 18.30ha)
平成 21 年 (2009) 12 月	「外郭団体および公の施設見直し計画」において、奥びわスポーツの森が見直し対象となる。
平成 22 年 (2010) 3 月	びわこ地球市民の森 5.81ha 開設 (合計 : 23.60ha)
平成 23 年 (2011) 2 月	湖岸緑地 中主吉川地区 0.90ha 開設 (合計 : 9.80ha)
平成 23 年 (2011) 3 月	湖岸緑地 山田新浜区 3.53ha 開設 (合計 : 8.08ha)
平成 23 年 (2011) 8 月	奥びわスポーツの森 水泳プールが夏季の営業後に閉鎖
平成 24 年 (2012) 3 月	びわこ地球市民の森 6.50ha 開設 (合計 : 30.10ha)
平成 24 年 (2012) 3 月	湖岸緑地 中主吉川地区 5.20ha 開設 (合計 : 15.00ha)
平成 24 年 (2012) 12 月	「滋賀県都市公園条例」改正 (H24.12.28 施行) 第 1 条の 4 (県民 1 人当たりの都市公園の敷地面積の標準) 等の新設
平成 25 年 (2013) 2 月	第 79 回国民体育大会 (平成 36 年) 開催について表明
平成 25 年 (2013) 3 月	びわこ地球市民の森 0.48ha 開設 (合計 : 30.58ha)
平成 25 年 (2013) 7 月	「滋賀県都市公園条例」改正 (H25.7.5/H26.4.1 施行) 第 9 条の 2 (指定管理者による管理) において、びわこ地球市民の森を指定管理者制度に追加。
平成 25 年 (2013) 12 月	「滋賀県都市公園条例」改正 (H25.12.27/H26.4.1 施行) 消費税増税等に伴う利用料金の見直し
平成 26 年 (2014) 3 月	びわこ地球市民の森 0.40ha 開設 (合計 : 30.98ha)
平成 26 年 (2014) 3 月	湖岸緑地 中主吉川地区 0.60ha 開設 (合計 : 15.60ha)
平成 26 年 (2014) 5 月	第 79 回国民体育大会の主会場が彦根総合運動場に決定
平成 27 年 (2015) 3 月	びわこ地球市民の森 11.52ha 開設 (合計 : 42.50ha)
平成 27 年 (2015) 3 月	湖岸緑地 中主吉川地区 0.36ha 開設 (合計 : 15.96ha)
平成 27 年 (2015) 3 月	湖岸緑地 志那地区 3.09ha 開設 (合計 : 17.42ha)
平成 27 年 (2019) 7 月	第 79 回国民スポーツ大会の開催地に内定
平成 28 年 (2016) 3 月	「滋賀県都市公園条例」改正 (H28.3.23 施行) 「学校教育法等の一部を改正する法律」の公布に伴う一部改正
平成 28 年 (2016) 12 月	「滋賀県都市公園条例」改正 (H28.12.28 施行) 奥びわスポーツの森 水泳プール利用料金の削除
平成 28 年 (2016) 12 月	第 29 回全国「みどりの愛護」のつどいの開催決定 (長浜市と共同)
平成 28 年 (2020) 12 月	(仮称) 県営金亀公園の都市計画決定変更 (35.9ha→59.7ha)
平成 29 年 (2017) 3 月	湖岸緑地 中主吉川地区 0.03ha 開設 (合計 : 15.99ha)
平成 29 年 (2021) 4 月	(仮称) 県営金亀公園の事業認可採択
平成 29 年 (2017) 6 月	「都市緑地法等の一部を改正する法律」により「都市公園法」改正 Park-PFI を創設、PFI 事業の設置管理許可期間を延伸、保育所施設等の社会福祉施設の占用物件への追加、公園の活性化に関する協議会の設置、都市公園の維持・修繕基準を法令化。
平成 29 年 (2017) 7 月	「滋賀県都市公園条例」改正 (H29.7.19 施行) 都市公園法改正に伴う一部改正
平成 29 年 (2017) 12 月	「滋賀県都市公園条例」改正 (H29.12.28 施行) 第 1 条の 7 および 8 の参酌基準の規定 第 4 条 (行為の禁止) および第 5 条 (利用の禁止または制限) の見直し
平成 30 年 (2018) 5 月	第 29 回全国「みどりの愛護」のつどいの開催 (湖岸緑地 松原米川地区 田村)
平成 31 年 (2019) 3 月	「滋賀県都市公園条例」改正 (H31.3.22/H31.10.1 施行) 消費税増税等に伴う利用料金の見直し

## ■県内都市公園整備水準

市町村名	街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園		広域公園		レクリエーション都市		風致公園		動植物公園		歴史公園		墓園		
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	
大津市	140	28.57	38	50.19	6	36.16	6	97.40	2	27.94	0	11.99	0	0	2	39.35	0	0	0	0	0	0	0
彦根市	80	13.44	4	4.64	1	4.20	3	64.48	0	0	1	58.48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長浜市	23	4.01	2	1.51	1	8.20	2	36.90	0	0	0	20.79	0	0	4	81.99	0	0	0	0	1	9.60	0
近江八幡市	20	6.96	1	1.00	1	4.76	1	6.3	2	13.50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
草津市	46	10.97	0	0	2	9.64	3	22.54	0	0	0	25.50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
守山市	4	0.46	4	7.72	5	23.28	0	0	1	14.40	0	17.26	0	0	0	0	1	0.23	0	0	0	0	0
栗東市	29	5.94	2	3.50	0	0	1	0.94	1	3.23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甲賀市	10	3.35	6	12.99	2	18.30	4	66.25	1	17.80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野洲市	10	1.58	1	1.20	0	0	0	0	1	14.30	0	17.75	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4.10	0
湖南市	11	4.63	7	18.50	2	10.50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高島市	14	3.61	1	3.58	1	8.70	1	23.30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東近江市	11	2.35	5	12.54	2	13.95	0	0	1	24.70	0	4.35	0	0	2	15.20	0	0	2	4.28	1	3.40	0
米原市	12	4.23	0	0	1	4.16	0	0	0	0	0	1.39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日野町	0	0	2	3.20	1	7.18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竜王町	0	0	0	0	0	0	0	0	1	13.87	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛荘町	0	0	0	0	1	3.20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊郷町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甲良町	1	0.80	0	0	0	0	1	11.81	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多賀町	0	0	2	2.30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県内合計	411	90.9	75	122.87	26	152.23	22	329.92	10	129.74	1	157.51	0	0	8	136.54	1	0.23	2	4.28	3	17.1	0

(データ出典：国交省・H30年度末都市公園等現況調査結果・2019年3月31日時点)

市町村名	国営公園		緩衝緑地		都市緑地		都市林		広場公園		緑道		都市公園合計		都市計画区域人口(千人)	1人当り公園面積(m <sup>2</sup> /人)	市町村総人口(千人)	都市計画区域面積(ha)
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)				
大津市	0	0	0	0	29	48.26	0	0	0	0	2	0.10	225	339.96	342	9.94	342	32,910
彦根市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	89	145.24	112	12.97	112	9,828
長浜市	0	0	0	0	2	1.68	0	0	0	0	0	0	35	164.68	110	14.97	118	19,855
近江八幡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	32.52	82	3.97	82	10,142
草津市	0	0	0	0	8	9.90	0	0	0	0	2	0.79	61	79.34	134	5.92	134	4,865
守山市	0	0	0	0	4	42.70	0	0	0	0	0	0	19	106.05	83	12.78	83	4,558
栗東市	0	0	0	0	1	10.45	0	0	0	0	0	0	34	24.06	69	3.49	69	5,269
甲賀市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	118.69	83	14.30	91	25,188
野洲市	0	0	0	0	1	2.10	0	0	0	0	0	0	14	41.03	51	8.05	51	6,056
湖南市	0	0	0	0	3	17.26	0	0	0	0	0	0	23	50.89	55	9.25	55	7,040
高島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	39.19	45	8.71	49	12,413
東近江市	0	0	0	0	2	0.15	0	0	0	0	0	0	26	80.92	109	7.42	114	17,629
米原市	0	0	0	0	2	0.70	0	0	0	0	0	0	15	10.48	39	2.69	39	17,575
日野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	10.38	21	4.94	21	11,760
竜王町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	13.87	12	11.56	12	4,452
愛荘町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3.20	21	1.52	21	3,358
豊郷町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	7	0.00	7	780
甲良町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	12.61	7	18.01	7	1,362
多賀町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2.30	6	3.83	8	2,230
県内合計	0	0	0	0	52	133.2	0	0	0	0	4	0.89	615	1275.4	1388	9.18	1415	197,270

## ■みどりとみずべの将来ビジョン

琵琶湖本来の価値の更なる活用が求められる中、自然環境や景観の保全を尊重しつつ、利活用を図るための考え方を整理し、バランスのとれた保全・利活用の推進に繋げていくためのビジョンを2020年（R2年）3月に策定しました。

